

熊本県公報

第 1 1 5 0 2 号
平成 19 年 1 月 17 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- "……………(") 1
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(") 2
- 熊本県庁舎で使用する電気……………(管財課) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 2
- "……………(") 3
- 介護老人保健施設の開設許可……………(") 3
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 3
- "……………(") 3
- 道路の供用開始……………(") 4
- 字の区域の変更……………(市町村総室) 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見……………(商工政策課) 5
- 道路の位置指定……………(建築課) 5
- "……………(") 6
- "……………(") 6
- 熊本県庁舎で使用する電気……………(管財課) 6
- 熊本県観光素材集作成事業委託業務……………(観光物産総室) 8
- 開発行為工事完了……………(建築課) 9

登 載 依 頼

- 政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………(選挙管理委員会) 9
- "……………(") 11
- "……………(") 15
- "……………(") 17
- "……………(") 19
- "……………(") 21
- 熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程……………(教育政策課) 23

告 示

熊本県告示第 39 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
サンライズ楠野 熊本市楠野町 1069 番地 1	医療法人社団郁栄会	平成 19 年 1 月 1 日

熊本県告示第 40 号
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
サンライズ楠野 熊本市楠野町 1069 番地 1	医療法人社団郁栄会	平成 19 年 1 月 1 日

熊本県告示第 41 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
しもだ介護サービス玉名 玉名市小野尻 333 番地 1	有限会社あっとホーム	平成 19 年 1 月 1 日

熊本県告示第 42 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達物品及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 12,295,000 キロワット時
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 1 月 17 日（水）から平成 19 年 2 月 8 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 43 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
しもだ介護サービス玉名 玉名市小野尻 333 番地 1	有限会社あっとホーム	平成 19 年 1 月 1 日

熊本県告示第 44 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
しもだ介護サービス玉名 玉名市小野尻 333 番地 1	有限会社あっとホーム	平成 19 年 1 月 1 日

熊本県告示第 45 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護老人保健施設】

施設の名称及び所在地	開設者名	許可年月日
介護老人保健施設有隣 合志市野々島東原 4414 番地 17	医療法人 慈愛会	平成 19 年 1 月 5 日

熊本県告示第 46 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
主要 地方 道	益城矢部 線	上益城郡益城町大字福原字榎町 543 番 1 地先から 同町大字福原字天神免 527 番 3 地先まで	前	4.4 ～ 10.0	146.0	やさ道交 1 地
			後	5.8 ～ 18.0	146.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 17 日

熊本県告示第 47 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
		宇城市小川町南海東字水口		5.0 ～ 14.2	548.1	

主要 地方 道	小川泉線	384 番 1 地先から 同町南海東字今村	前	8.6 ～ 72.2	448.0	旧道移管
			後	8.6 ～ 72.2		
		501 番 2 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 17 日

熊本県告示第 48 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地字宮園	140.0	緊急地方 道路受託 合併工事
		420 番 2 地先から 同 所 449 番 9 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 1 月 17 日

熊本県告示第 49 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨、南関町長から届出があったので、同条第 2 項の規定に基づき、告示する。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
豊 永	八貫水	12 の 8、12 の 15	豊 永	菰ヶ浦
豊 永	鬼次郎	176 の一部、177 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 182 の 1 に隣接する道路である公有地の全部	豊 永	菰ヶ浦
豊 永	小 萩	402 の 3 の一部	豊 永	大 床
豊 永	伏 塚	584 の 1 の一部及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部	豊 永	坂 口
豊 永	坂 口	689 から 691 までの各一部、697 の 4	豊 永	伏 塚
豊 永	市 木	706 の 1 の一部	豊 永	小 萩
豊 永	小 萩	字市木 706 の 1 に隣接する水路である公有地の一部	豊 永	市 木
豊 永	白早稲	793 及びこの区域に隣接する道路である公有地の全部	豊 永	市 木
豊 永	邊保山	1389 の 1、1389 の 2、1390 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部	豊 永	白早稲

豊 永	邊保山	1464 の 2、1467 の一部、1472、1475 及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	豊 永	鬼次郎
豊 永	五反田	1476、1477 の一部、1478 の一部、1492 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	豊 永	鬼次郎
豊 永	東 原	1680 の 2、1680 の 3、1682 の 1 の一部、1682 の 2 の一部、1682 の 3、1682 の 4、1682 の 5 の一部、1682 の 6 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	豊 永	柴ヶ浦
豊 永	柴ヶ浦	1686 の 2 の一部、1686 の 5 の一部	豊 永	東 原
下坂下	永 尾	1399 及びこの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部、並びに 1385 の 1 に隣接する道路である公有地の全部並びに 1385 の 2 に隣接する水路である公有地の全部	豊 永	伏 塚
下坂下	月ノ浦	1400 の 1、1401 の 6 及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部	豊 永	日 懸

公 告

熊本県公告第 51 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 8 月 7 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により美里町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー美里町店
下益城郡美里町馬場字臼杵 768 ほか
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 地域の連携、融和を図り、地域と密着した事業を展開してもらうため法 7 条に基づき、特に周辺地域の囑託員、住民に対し十分な説明を行い、周辺地域の生活環境保持に関する要望等については誠意ある対応をお願いする。
 - (2) 国道 218 号沿いであり、また交差点の近くでもあることから、出入する際の事故防止には十分注意し、必要であれば適切に交通整理員の配置等対策を講じること。また、宇城市方面からの右折車両による交通渋滞の緩和対策を講じること。
 - (3) 夜間までの営業時間のため、若者の非行の場とならないよう、十分に対処すること。また、児童生徒が事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策を講じること。
 - (4) 農地法第 5 条の規定による許可申請書（平成 17 年 12 月 9 日）受付分については、今回届けられている第 2 駐車場及び従業員駐車場予定地分が申請されていないため、早急に対処すること。
また、第 2 駐車場へは水路及び里道を横断するよう橋の計画があるが、町建設課と協議し許可等の手続きが必要となるので早急に対応すること。
 - (5) アイドリングストップ等の看板を設置し、地球温暖化防止等に配慮すること。
 - (6) 商工会と連携を図り、商工会が行うイベント等には積極的に協力すること。
 - (7) 地元雇用にも配慮するとともに、地域の活性化に資するよう努力すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局総務振興課
平成 19 年 1 月 17 日から平成 19 年 2 月 17 日まで

熊本県公告第 52 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字大津 691 番地 8
- 2 築造者の氏名 松永雄一
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字大津字西弥護免 414 番 3 及び同 415 番 9
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 5.00 メートルまで
- 5 道路の延長 71.52 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 12 月 27 日
- 7 指定番号 菊池景建第 52 号

熊本県公告第 53 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 上益城郡御船町大字高木 4642 番地
- 2 築造者の氏名 堀田壽恵
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字高木字東村下 4553 番 3 及び同 4553 番 4
- 4 道路の幅員 4.51 メートル
- 5 道路の延長 29.00 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 12 月 27 日
- 7 指定番号 上益城景建第 33 号

熊本県公告第 54 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町大字岩野 266 番地 18
- 2 築造者の氏名 合資会社ニューエリア
- 3 道路の位置 鹿本郡植木町大字木留字三角 157 番 3、同 157 番 4、同 160 番 1、同 174 番 2 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 6.40 メートルまで
- 5 道路の延長 107.15 メートル
- 6 指定年月日 平成 18 年 12 月 28 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 41 号

熊本県公告第 55 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び予定数量
熊本県庁舎で使用する電気 12,295,000 キロワット時
 - (2) 調達物品の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 使用期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 使用場所
熊本県庁舎
 - (5) 契約の種類
単価契約
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、使用期間における電気料金の総額とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品の購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱

- (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者として営業種目「物品(8)電力・燃料類①電力」に登録されたものであること。
- (2) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者、又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者。
なお、特定規模電気事業者は、特定規模電気事業者としての届出書の写しを 4 の(2)のアの期間中に、3 に記載の場所に提出し、確認を受けること。
- (3) 平成 17 年度(平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで)において、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が〇・五五五(キログラム/キロワット時)未満であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 4 の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成 14 年熊本県告示第 811 号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 契約条項を示す場所
熊本県総務部管財課施設係(県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2089
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 1 月 17 日(水)から平成 19 年 2 月 28 日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
3 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 3 月 1 日(木)午前 11 時
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 13 階管財課分室 2
- (4) 入札書の提出方法
4 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 に記載の場所に平成 19 年 2 月 28 日(水)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 5 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 4 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入

- 札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
※上記契約締結期限にかかわらず、契約締結事務は早期に完了するよう努めるものとする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased:
Electricity about 12,295,000kwh(kilowatt-hour) to be used in Main and New buildings of the Kumamoto Prefectural Government Office
- (2) The term of a contract
From April 1,2007 to March 31,2008
- (3) Date and place of tender
March 1 2007,11:00a.m.
Property Management Division Auxiliary Room 2
(13th floor of prefectural Government Office Main Building)
- (4) Deadline for submitting tender by mail
February 28,2007
- (5) Language and currency to be used for tender
Japanese language and Japanese currency only
- (6) Name of the department concerned with this contract
Property Management Division
Kumamoto Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji,Kumamoto City, 〒 862-8570
Phone:096-333-2089

熊本県公告第 56 号

熊本県が観光宣伝を行うために必要となる県内の観光素材を集約した「熊本県観光素材集」の作成を予定しているので、当該素材集の作成に係る提案資料等を募集する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 委託業務概要

- (1) 名称
熊本県観光素材集作成事業委託業務
- (2) 概要
熊本県が観光宣伝を行うために必要となる「熊本県観光素材集」の作成について委託する。
- 2 提案資料等の内容
提案資料等に記載する内容については、「熊本県観光素材集作成事業企画提案実施要領」において明示する。

- 3 委託期間
契約日から平成 19 年 3 月 29 日まで
- 4 提案参加資格
次に掲げる条件をすべて満たすものであること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目広報・広告業務（取扱業種 01 企画・製作）に登録された者であること。
 - (2) 観光情報の収集・調査経験を有すること。
 - (3) 行政・民間企業が行う観光パンフレット等の作成経験を有すること。
- 5 提案資料の提出期限
 - (1) 受付期限 平成 19 年 1 月 26 日（金曜）午後 5 時（郵送による場合は必着のこと。）
 - (2) 受付場所 〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 商工観光労働部観光物産総室（電話番号 096-333-2335）
- 6 説明書の交付等
この公告に基づき提案資料等の提供を行う者に対して、次のとおり「熊本県観光素材集作成事業企画提案実施要領」を交付する。
 - (1) 交付期限 平成 19 年 1 月 25 日（木曜）午後 5 時
 - (2) 交付場所 5 の（2）に同じ。
- 7 この業務委託の詳細は、「熊本県観光素材集作成事業委託仕様書」による。
- 8 その他
この公告に基づき提案された提案資料等の中から優秀と認められるものを選定のうえ、業務委託するものとする。

熊本県公告第 57 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池市野間口字木ノ本 560 番 1、同 561 番 1、同 563 番 4、同 565 番 1、同 569 番 1、同 569 番 2、同 568 番 1、同 572 番 1 並びに里道及び水路の一部
12,811.32 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名市繁根木 131 番地 1
司観光開発株式会社

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 4 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	備考
愛甲一典後援会	尾曲 幸博	石川 政臣	球磨郡あさぎり町須高5871番地	その他の政治団体
愛甲一典政治経済研究会	宮脇 定久	水石 政臣	球磨郡あささき町須高5871番地	その他の政治団体
維新党政党熊本本部	井戸 文義	木佐貫 義幸	熊本市長瀬二丁目14番58号	その他の政治団体
いせり文藝と一緒にお後援会	渡辺 幸三	井戸 義幸	熊本市長瀬二丁目11-7	その他の政治団体
上田やすひろ後援会	内野 哲	長野 昭明	下益城郡美里町馬場571-2	その他の政治団体
北野幸博後援会	松上 三男	井ノ口 敏之	玉名郡長洲町清瀬寺下横田1530番地	その他の政治団体
木村ゆういち後援会	角 俊宏	北村 上	合志市野々島3017	その他の政治団体
熊本県山田としお後援会	園田 敏	一川 孝	熊本市南千反畑町2番3号	その他の政治団体
熊本市をよくとくする市民の会	戸田 真弓	木村 孝次	熊本市大江5-15-9 熊本民主商工会内	その他の政治団体
くまもと生活者ネットワーク・熊本	江森 勝	井戸 誠	熊本市本山1丁目6番9号	その他の政治団体
佐伯金也後援会	幸山 英史	堀 二郎	阿蘇郡高森町大字高森2489番地2	その他の政治団体
市政改革推進会議	安藤 富弘	中村 典子	熊本市白山2-1-1 白山ビル2F	その他の政治団体
女性市長を誕生させるみんなの会	九谷 一	藤本 一行	宇土市三拾町50	政 党
自由民主党宇土支部	高本 一	田代 周	宇土市三拾町50	その他の政治団体
たかせ清春後援会	高本 一	高瀬 美	人吉市瀧ヶ尾町1-1	その他の政治団体
高本一臣後援会	高本 一	高瀬 美	熊本市九品寺6丁目6-63-1108	その他の政治団体
田中みづみ会	柳田 耕	吉村 光彦	天草郡苓北町志岐1908-2	その他の政治団体
ちくりん会	西井 隆博	光永 徳男	熊本市戸島2丁目8-14	その他の政治団体
とうりやの子の元気勇気やる気を支援する会	西井 隆博	井上 徳子	球磨郡多良木町久米2515	その他の政治団体
西井辰朗後援会	藤川 喜一	金田 洋一	下益城郡城南町下宮地427	その他の政治団体
野田ゆみお後援会	藤川 喜一	桑原 信一	熊本市黒髪2丁目3-38-1	その他の政治団体
浜崎あきお後援会	藤川 喜一	桑原 信一	球磨郡錦町木上東408	その他の政治団体
布田悟後援会	藤川 喜一	下河 龍	球磨郡錦町木上東408	その他の政治団体
布田悟後援会	藤川 喜一	下河 龍	荒尾市住吉町11-12	その他の政治団体
ホームタウン子後援会	黒田 直悟	上野 幸壽	天草市魚貫町1636	その他の政治団体
前川しょうし後援会	黒田 直悟	布田 理恵	菊池郡菊陽町津久礼2385-5	その他の政治団体
丸山ひろし後援会	丸山 勝範	山崎 隆	菊池郡菊陽町津久礼2385-5	その他の政治団体
吉田忠道後援会	丸山 勝範	山崎 隆	熊本市新屋敷1-1-41	その他の政治団体
	丸山 勝範	山崎 隆	八代市新屋敷1-1-41	その他の政治団体
	丸山 勝範	山崎 隆	荒尾市蕪屋2082-3	その他の政治団体
	丸山 勝範	山崎 隆	球磨郡錦町大字木上南667	その他の政治団体
	丸山 勝範	山崎 隆	菊池郡大津町陣内1939-6	その他の政治団体

熊本県選挙管理委員会告示第 5 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事
項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	異動事項	新旧
いせりせいご後援会	事務所の所在地 阿蘇市永草 1 5 8 5	新
いせりせいご後援会	代表者 阿蘇郡阿蘇町大字永草 1 5 8 5 梶子野 久光	旧
いせりせいご後援会	会計責任者 山口 力男 橋本 保徳	
上田やすひろ後援会	事務所の所在地 下益城郡美里町馬場 5 6 8 - 2	
大森男後援会	事務所の所在地 下益城郡美里町馬場 5 7 1 - 2	
金子恭之八代後援会	事務所の所在地 熊本市京町 2 - 1 - 4 4	
金子恭之八代後援会	代表者 熊本市京町本丁 6 - 6 - 5 0 4	
熊本県商工政治連盟	代表者 市村 鎮一	
熊本県農村振興政治連盟	代表者 小嶋 日出章	
熊本県電工政治連盟	代表者 西島 義春	
公明党熊本第四総支部	代表者 村川 敏男	
公明党熊本第四総支部	代表者 西村 敏男	
公明党熊本第四総支部	代表者 桐原 寛一	
幸山政史後援会	事務所の所在地 熊本市居ノ上 4 丁目 1 9 番 4 号	
小杉直後援会	代表者 熊本市新屋敷 2 - 7 - 1 一 祥雅	
小谷邦治後援会 (日輪同志会)	代表者 伊久美 寛志	
小谷邦治後援会 (日輪同志会)	代表者 天草市船之尾町 1 5 - 7 2 宇土市石橋町 2 7 7	
佐藤達三後援会	代表者 赤木 武男	
佐藤達三の会	代表者 江越 信保	
佐藤まさし後援会	代表者 榊野 寛一	
砂田安徳後援会	代表者 赤木 武男	
島津勇典後援会	代表者 江越 信保	
島津勇典後援会	代表者 榊野 寛一	
新政会	代表者 赤木 武男	
自由民主党熊本支部	代表者 熊本市高平 3 - 4 3 - 1 1 太平興産ビル 2 階 前中 幸弘	
	代表者 濱口 裕	
	代表者 天草市本瀬町本戸馬場 3 1 8 8 - 5	
	代表者 天草市倉岳町浦 3 1 7 4 番地	
	代表者 稲津 俊徳	
	代表者 堀田 俊和	
	代表者 塩松 実宏	
	代表者 塩松 実宏	
	代表者 塩松 実宏	
	代表者 大高 開太郎	
	代表者 河崎 敦夫	
	代表者 楠元 克徳	
	代表者 林田 博利	
	代表者 玉名市横瀬町外平 2 1 9 1	
	代表者 玉名郡横瀬町外平	
	代表者 高木 満範	
	代表者 高木 九十男	
	代表者 宇城市松橋町大野 2 1 0 - 6	
	代表者 宇城市松橋町松橋 4 3 2 - 2	
	代表者 八代市坂本町葉木 4 3 5 2	
	代表者 八代市坂本町深水い	

政治団体の名称	異動事項	新旧
満永としひろ後援会	会計責任者	高村 寛 遠山 洋一
宮本勝彬後援会	事務所所在地	水俣市浜町 1 丁目 8 - 3 2
宮本孝一後援会	事務所所在地	水俣市古賀町 2 丁目 8 3 番地 5
民主党熊本県第 2 区総支部	事務所所在地	玉名市岱明町浜田 3 2 0
迎 五男後援会	会計責任者	玉名郡岱明町大字浜田 3 2 0 清藤 啓 古城 美枝子
MELON熊本社会活動委員会	代表者	上嶋 誠 西坂 文雄
吉田正後援会	会計責任者	中谷 真弥 松本 光徳
	代表者	吉田 正 田川 一則

熊本県選挙管理委員会告示第 6 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
椎島博明後援会 北畑高博後援会 窪田裕範後援会 高瀬清春後援会 建脇憲一後援会 とっやたけ子の元気勇気やる気を支える会 長友清富後援会 20代の京 野田たけし後援会西風会 はしちと正義後援会 福田秀憲後援会	荒尾市下井手1084-1 熊本県上益城郡甲佐町下横田1800-2 熊本市樫尾町1107-33 人吉市富ヶ尾町1-1 宇土市石橋町277-1 下益城郡城南町下宮地427 球磨郡錦町大字西2091 熊本市良町2-11-7 熊本市池上町1085-2 荒尾市宮内出目131-2 下益城郡美里町中1775-4	平成 18/12/24 平成 18/11/22 平成 18/12/09 平成 18/12/25 平成 18/10/20 平成 18/11/01 平成 18/12/27 平成 18/12/25 平成 18/11/07 平成 18/09/04 平成 18/10/31

熊本県選挙管理委員会告示第 7 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
栗甲 一典 布田 悟 保川 勝範 吉田 忠道	町村長 県議 市議 県議	栗甲一典政治経済研究会 布田悟政治経済研究会 保川勝範後援会 吉田忠道後援会	球磨郡おさき町須恵 5 8 7 1 番地 菊池郡菊陽町津久礼 2 3 8 5 - 5 荒尾市蕨屋 2 0 8 2 - 3 菊池郡大津町陣内 1 9 3 9 - 6	栗甲 一典 布田 悟 保川 勝範 吉田 忠道

熊本県選挙管理委員会告示第 8 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届出事項の 異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新旧
大森 男	市議	大森男後援会	事務所の所在地	熊本市京町 2-1-44
切通 英博	市議	新政会	事務所の所在地	熊本市京町 6-6-504
杉田 正幸	市議	杉田まさゆきと共にくらしと政治を結ぶ会	政治団体の名称	宇城市松橋町大野 210-6 宇城市松橋町松橋 432-2 杉田まさゆきと共にくらしと政治を結ぶ会 天草民主教育政治連盟

熊本県選挙管理委員会告示第 9 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

資金管理団体の届 出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
梶島博明 高瀬清春 建協憲一	市議 県議 市議	梶島博明後援会 高瀬清春後援会 建協憲一後援会	荒尾市下井手1094-1 人吉市富ヶ尾町1-1 宇土市石橋町277-1	梶島博明 高瀬清春 建協憲一

熊本県教育委員会訓令第 1 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程を次のように定める。

平成 19 年 1 月 17 日

熊本県教育委員会委員長 古川 紀美子

熊本県教育委員会の所管に属する高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教育委員会の所管業務についての高度情報化の総合的かつ計画的な推進、電子計算機、ネットワーク及び情報システムの適正な開発、運用及び管理並びに情報セキュリティ対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(電子計算機、ネットワーク及び情報システムの開発・導入・運用管理)

第 2 条 各課長、各地方機関長及び各県立学校長(以下「所属の長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめその内容を教育政策課長を通じて情報企画課長に協議しなければならない。

(1) 電子計算機を導入し、変更し、又は廃止しようとする場合

(2) 情報システムの開発、変更及び維持管理並びにデータの処理の全部又は一部を外部に委託する場合

(3) 上記(1)又は(2)の検討を開始する場合

(4) その他情報化の推進に当たり必要がある場合

2 所属の長は、情報システムの開発、運用及び管理が効率的かつ適正に進捗するよう、熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程(以下「知事部局規程」という。)第 7 条第 3 項の規定に基づき別途定められるところに則り、その体制を整備しなければならない。

3 所属の長は、その所管に属する電子計算機、ネットワーク及び情報システムを効率的かつ適正に運用し、又は管理しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 3 条 教育長は、県立学校における電子情報保全に関するガイドラインの策定その他のデータの漏えい、滅失、き損等を防止し、データを保護するために必要な措置を講じるものとし、職員はこれらの措置に従うものとする。

(情報システムの評価等)

第 4 条 教育長は、その所管に属する情報システムの企画、開発及び運用に係る効率性、信頼性及び安全性について、知事部局規程第 9 条第 1 項の規定に基づき別途定められるところに則り評価を行うものとする。

(指導、助言)

第 5 条 教育長又は所属の長は、第 1 条に掲げる業務を適正に進めるために必要があると認めるときは、地域振興部長又は情報企画課長の指導又は助言を求めるものとする。

(知事部局との連携)

第 6 条 教育長は、次の事項に関して知事部局と連携し協力する。

(1) 知事部局規程第 3 条の規定に基づく熊本県高度情報化推進本部の設置

(2) 同規程第 4 条及び第 5 条の規定に基づく計画の策定

(3) 同規程第 9 条第 1 項の規程に基づく地域振興部長への情報システム評価結果の報告

(4) 同規程第 10 条の規定に基づき地域振興部長が求める報告又は調査

(定義)

第 7 条 この規程の用語の定義は、知事部局規程の例による。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成 19 年 1 月 17 日から施行し、平成 18 年 12 月 22 日から適用する。

